遊漁規則変更内容

組合名　　丹生川漁業協同組合
漁業権番号　内共第４２号及び内共第４３号

<table>
<tr><th>変　更　後</th><th>変　更　前</th><th>変更理由</th><th>施行予定年月日</th></tr>
<tr>
<td>（漁具・漁法の制限）
第３条　遊漁による漁具・漁法は、手釣・竿釣（餌釣、毛針釣、ルアー釣、友釣り、どぼんこをいう。）、たも網に限るものとし、次の表の左欄の漁具・漁法は、それぞれ右欄の規模の範囲内でなければならない。
<table><tr><th>漁具・漁法</th><th>規　　模</th></tr><tr><td>たも網</td><td>直径３０センチメートルまでに限る。</td></tr></table>２　【略】</td>
<td>（漁具・漁法の制限）
第３条　遊漁による漁具・漁法は、手釣・竿釣（餌釣、毛針釣、ルアー釣、友釣り、どぼんこをいう。）、たも網に限るものとし、次の表の左欄の漁具・漁法は、それぞれ右欄の規模の範囲内でなければならない。
<table><tr><th>漁具・漁法</th><th>規　　模</th></tr><tr><td>友釣り</td><td>リールの使用は禁止。</td></tr><tr><td>たも網</td><td>直径３０センチメートルまでに限る。</td></tr></table>２　【略】</td>
<td>鮎の友釣りにリール使用を認めることにより遊漁者の利便性を高め、若者をはじめとする遊漁者の増大を図る。</td>
<td>認可の日から</td>
</tr>
</table>